

特に優れた業績による返還免除 FAQ（よくある質問）

Q1. 第1種奨学金の貸与期間は今年度で終了しますが、自分はもう1年在学延長し、来年度に修士課程（または博士課程）を修了する予定です。第1種奨学金の返還免除は、修了する年度でも申請できますか？

A1. 申請できません。第1種奨学金の返還免除が申請できるのは貸与期間が終了する年度のみです。それ以外の年度では返還免除の対象となりませんので、休学・留学・研究計画等の理由で、最短修業年限（第1種奨学金の貸与期間＝修士2年、博士3年）よりも長く在学する予定の方は、貸与期間が終了する年度に申請を忘れないよう、充分注意してください。

※退学・辞退等で第1種奨学金の貸与期間が年度途中で終了する方も対象となります。

Q2. 今年度の9月末で修士課程（または博士課程）を退学しました。第1種奨学金の貸与を受けていたので、退学にともない、奨学金の貸与も9月末で終了となりました。返還免除の申請期間は翌年の2月なので、この時点で自分は大学に在籍していませんが、返還免除は申請できますか？

A2. 申請できます。第1種奨学金の返還免除は、当該年度中に貸与期間が終了する方が対象であり、退学や諸事情で、貸与期間が満期となる前に奨学金を辞退した方も対象となります。

申請にあたっては、事前に研究室や教務係に必ず相談するようにしてください。

Q3. 申請に必要な書類は手書きでなくパソコン等で作成してもよいですか。

A3. 必ずしも手書きで作成いただく必要はありません。ただし、返還免除の申請者が作成する書類については、第三者が本人に代わって作成することは認められません。

Q4. 博士学生の業績 第5条（3）（5）（6）（7）（8）において、「申請要領」に記載されている注意書きの『「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績』とは、具体的にどのような内容ですか？

A4. 「業務／イベント／活動等を行った」という実績のみではなく、その結果、「批評家／専門家に高い評価を受けた」「業務／イベント／活動の〇〇〇〇（具体的な事項）の点で、社会や組織に貢献したことが認められた・公益の増進に寄与したことが認められた」場合や、実績そのものが「特に高度な専門知識・技術がないとなし得ない特筆すべき内容と認められている」場合等、主に客観的な評価・価値が認められる内容を指します。

Q5. 自分は第1種奨学金の貸与期間中に、留学のために半年間休学し、その期間は貸与を休止していました。休学中の業績は申請できますか？

A5. 休学中の業績も申請できます。

Q6. 自分は修士課程（または博士課程）の2年次から第1種奨学金の貸与を受けています。その場合、1年次の業績は申請できますか？

A6. 貸与期間中の業績のみ対象となりますので、1年次の業績は申請できません。

Q7. 申請する業績の種類や件数は、多いほうがいいのでしょうか？

A7. 必ずしもそうとは限りません。返還免除制度の趣旨は、奨学金の貸与を受けた成果として、専門分野にしっかりと取り組み、その結果どれだけ質の高い業績を残せたか、ということです。ご自身の専門分野にしっかりと取り組んだ結果として様々な活動を業績として申請するのはいいのですが、業績の数を増やすだけのために、学位審査等への取り組みよりも学外の活動を優先する、ということがないように注意してください。

Q8. (3)ロの「その他の授業の成績」は、こういった内容で申請すればいいですか？

A8. 授業科目の成績が優秀なことを理由として、藝大奨学金の受賞や外部の奨学金等に採用された場合は、申請してください。業績内容を記載する欄に、奨学金を受けた旨を明記してください。また、奨学生の採用通知等のコピーを添付してください。(成績証明書は添付不要)

Q9. 優秀な学生を対象とした奨学金の奨学生として選考されました(例：藝大奨学金や外部の財団等による奨学金等)。これは業績として申請できますか？申請できるとしたらどの項目になりますか？

A9. 奨学生の選考理由が、現在の課程に在籍中の成績によるものであれば、＜(3)ロ その他の授業科目の成績＞の項目で申請できます。Q8を参照してください。

注意！！選考理由が現在の課程での業績によるものでなければ、申請できません。また、自身の専攻内容とは無関係の理由（例：経済状況）で奨学生となった場合も、申請できません。

Q10. 現在の課程での研究課題をテーマにして、研究助成に応募したところ、採択されて研究助成金を受けました。これは業績として申請できますか？申請できるとしたらどの項目になりますか？

A10. ＜(3)ロ その他の授業科目の成績＞の項目で申請できます。業績内容を記載する欄に、研究助成金に採択された旨を明記してください。

また、評価された内容が、研究課題全体に関わるものではなく、「特定の作品、論文」や「特定の事業（アートプロジェクト、個展等）」の場合は、その業績内容に応じた項目で申請できます。

「特定の作品」：＜(3)ロ その他の授業科目の成績＞

「特定の論文」：＜（１）学位論文その他の研究論文 イ～ニのいずれか＞

「アートプロジェクトの企画」：＜（６）ロ その他研究又は教育に係る補助業務の実績＞または＜（８）ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績＞

「自身の個展」：＜（４）ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績＞

業績を裏付ける資料の他に、助成金の採用通知等のコピーを添付してください。また、その事業が、外部的・客観的にも評価されたのであれば、その評価が掲載されているネットや新聞・雑誌等の記事のコピーも添付してください。

注意！！いずれの業績も、自身の専攻に関するもので、現在の課程在籍中のものでなければ、申請できません。

Q11. 音楽研究科（または美術研究科）の学生ですが、個人の他にグループで演奏活動（または制作活動／展示活動）をしています。グループでの演奏会（または展覧会）も業績として申請したいのですが、どの項目で申請できますか？

A11. ＜（４）ハ その他の発表会における成績＞で申請してください。

Q12. 美術研究科（または音楽研究科）の学生ですが、地域活性化のプロジェクトで、展覧会（または演奏会）を開催しました。ただし、自分は企画・運営する立場で、作品を出展（または演奏）したわけではありません。これは業績として申請できますか？申請できるとしたら、どの項目で申請できますか？

A12. ご自身が作品制作（または演奏）等を行わずに、企画・運営担当として関わった場合は、ご自身の専攻内容に関わるもので、専門の知識を活かし、その運営団体の中心となって、もしくは重要な役割を担って、企画・運営したものに限り、申請できます。「誰でもできる作業をアルバイトとして手伝った」等の重要な役割でないものは、申請できません。

地域活性化プロジェクト等であれば、＜（８）ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績＞として申請してください。イベントの趣旨が（８）の項目と合わない場合は、＜（６）ロ その他研究又は教育に係る補助業務の実績＞として申請してください。

いずれの業績も、イベントの趣旨や社会的な意義を「（様式１－２）業績一覧表」に記入してください。

また、そのイベントが新聞・雑誌・インターネット等の記事で客観的に評価された場合は、その記事のコピーも提出してください。

Q13. 音楽研究科（または美術研究科）修士課程の学生ですが、学部在籍中の業績が評価され、修士課程に入学してから奨学金の給付を受けました。また、当該奨学金団体の支援により、奨学生として演奏会（または展覧会）を開催することができました。これは現在の課程に在籍中の業績として申請できますか？

A13. その奨学金の選考理由となる業績が、現在の課程に在籍中のものでなければ、奨学生に選考

されたこと自体については申請できません。

ただし、奨学生の特典として開催した演奏会（または展覧会）（注：現在の課程に在籍してから開催したものに限る）が、外部的・客観的に高い評価を受けたのであれば、奨学生採用とは別個の業績として、＜（４）ハ その他の発表会における成績＞の項目で申請できます。演奏会（または展覧会）開催に関する資料の他に、客観的な評価の資料（新聞・雑誌・インターネット等に掲載された記事等を A4 版にコピーしたもの）を必ず添付してください。

注意！！展覧会を開催した場合、展示内容に現在の課程在籍中の作品が含まれていない場合は、対象となりません。

Q14. 教員または研究室の手伝い（受託研究、科研等の作業）で、紀要等に掲載する論文等の資料の作成作業（または翻訳作業）を行いました。これは「著作物」として申請できますか？

A14. ご自身の著作ではないので、「著作物」「論文」としての申請はできません。

その作業が誰でもできる単純な内容ではなく、「専門知識・技量が必要であり、研究成果発表にあたり大きな貢献をしたと、教員または研究室が認めている」等の理由で客観的に評価されるものであれば、＜（６）ロ その他研究又は教育に係る補助業務の実績＞の項目で申請してください。

Q15. 国際交流会館で留学生のチューターをしていましたが、申請できますか？

A15. 国際交流会館のチューターの業務内容は、基本的にはご自身の専攻内容とは関係ないため、業績として申請することはできません。

Q16. 国際交流会館のチューターではなく、研究室から推薦される「チューター（留学生支援）」の仕事は、業績として申請できますか？

A16. ＜（６）ロ その他研究又は教育に係る補助業務の実績＞の項目で申請できます。留学生が所属する専攻分野の専門知識が必要であり、研究室からの推薦となるため、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントと同様の扱いとなります。

Q17. 他大学で非常勤講師をしています。これは業績として申請できますか？申請できるとしたら、どの項目で申請できますか？

A17. ご自身の指導教員の承認のもとで、他大学で非常勤講師として授業を行っている場合、＜（６）ロ その他研究又は教育に係る補助業務の実績＞の項目で申請できます。

なお、予備校・塾等での講師のアルバイトは、専攻分野に関するものでも業績となりません。